

(山崎木材)に関する登録情報
(意欲と能力のある林業経営者・育成経営体※該当を○で囲む)

登録者情報

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	電話番号	認定事業主
R7-(3)	令和7年9月1日 ()	山崎木材	山崎勝盛	輪島市門前町 浦上46-7	0768-42-0832	

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
3 人 (3)	人 (人)	無	無		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
3 人	5.2 %	- 人	3 人	3 人	人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)					
林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
人 (人)	人 (人)				
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)
4 人 (4 人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数					
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人
技術者・技能者数					
技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監理 士)			
人	人	人	人	人	

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラブ ブル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ			
2台	台	台	1台	台	台	台	台	台	台	台
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)										
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標										
2台	1台	台	2台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

4. 事業量等

実績【事業期間令和5年4月1日～令和6年3月31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	2	1000		3	300		
請負							
合計	(2)	(1,000)		(3)	(300)		
	造林事業			左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営							
請負							
合計					輪島市、羽咋市		
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林事業			左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営							
請負							
合計					県 市(町、村)		
5年後の目標【事業期間 令和12年4月1日～令和13年3月31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	5	2500		5	500		
請負							
合計	(5)	(2,500)		(5)	(500)		
	造林事業			左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	0.5	1					
請負							
合計	0.5	1	0	0	石川県		

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産量の増加又は生産性の向上

- ・ 生産量において5年間で約2割増加の目標

ある
☒
- ・ 生産性において5年間で約2割向上の目標

☐
- ・ 既に一定の基準(生産量に関し5,000m³/年)以上の実績がある場合は、現状以上の目標

☐
- ・ 既に一定の基準(生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標

☐

6. 生産管理又は流通合理化等

- (1)適切な生産管理

取り組んでいる

1年以内に
取り組む

今後取り
組む
- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し

☒

☐

☐ (年後)
- ・ 作業システムの改善

☒

☐

☐ (年後)
- ・ その他 {

☐

☐

☐ (年後)

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。(以後同じ)

- (2)原木の安定供給・流通合理化等

取り組んでいる

1年以内に
取り組む

今後取り
組む
- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)

☒

☐

☐ (年後)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: かが森林組合)

☒

☐

☐ (年後)
- ・ 森林所有者や工務店等との連携

☒

☐

☐ (年後)
- ・ その他 {

☐

☐

☐ (年後)

※流通合理化等の取り組みで、該当する項目にチェック。

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

中間土場を設置し輸送コスト削減に努める。また、高性能林業機械を導入し作業効率を高めて合理化を図る。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入	☐	☐	☐ (年後)
・ コンテナ苗の使用	☐	☐	☐ (年後)
・ 低密度植栽	☐	☐	☐ (年後)
・ 下刈りの省略	☐	☐	☐ (年後)
・ その他 {	☐	☐	☐ (年後)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

伐採と造林の一貫作業システムを導入し、山元に還元できるよう事業の効率化を進める。

8. 主伐後の再造林の確保

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制			
・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	☐	☐	☐ (年後)
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: かが森林組合	☐	☐	☐ (年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(2)適切な更新			
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施	☐	☐	☐ (年後)
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	☐	☐	☐ (年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

森林所有者には、再造林の必要性を説明し、理解を得たうえで再造林の了承を得ていく。

9. 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満
・ 素材生産の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	☐	☐	☐
・ 造林・保育の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	☐	☐	☐

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
・ 経営体独自の行動規範の策定	☐	☐	☒ (年後)
・ 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体:)	☐	☐	☐ (年後)
・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: 石川県)	☐	☒	☐ (年後)
・ その他 { }	☐	☐	☐ (年後)

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

自社で伐採造林システムのマニュアル等を作成する。森林所有者等へ、伐採の流れなどを事前に説明する。

11. 雇用管理の改善と労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む	今後取り 組む
(1)雇用管理の改善			
・ 現場作業員の常用化	☐	☐	☒ (年後)
・ 現場作業職員への月給制の導入	☐	☐	☒ (5年後)
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☐	☐	☒ (年後)
・ 退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☐	☐	☒ (年後)
・ その他 { }	☐	☐	☐ (年後)
(2)労働安全対策			
・ リスクアセスメント	☒	☐	☐ (年後)
・ 防護具等の着用の徹底	☒	☐	☐ (年後)
・ 作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ (年後)
・ 専門家による安全診断・指導	☐	☐	☒ (年後)
・ その他 { }	☐	☐	☐ (年後)
(3)意欲と能力のある林業経営者として必要な取り組み			
・ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること	☒	☐	
・ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)	☐	☐	
・ 健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並びに雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)	☐	☐	

(1)(2)(3)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

雇用にあたり、作業員は正社員として雇用する。
年に数回安全パトロールを実施する。
作業前、作業後にはミーティングを実施して安全確認をする。

12. コンプライアンスの確保

- | | はい | いいえ |
|---|--------------------------|-------------------------------------|
| ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である | ☐ | ☒ |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である | ☐ | ☒ |
| ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である（ただし、指名停止を受けている者は、停止期間中のみ公表リストから除外する） | ☐ | ☒ |
| ・ 10の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である | ☐ | ☒ |
| ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者である（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等） | ☐ | ☒ |

13. 常勤役員の設置（※法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名

現在常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記載してください。

14. その他知事が定める情報

注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等）、指名停止処分の状況等を記載すること。

注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。